

[議事内容]

1. 開会（事務局より）

2. 会長挨拶 皆さん今晚は、今回第10回目ということで、お集まりをいただき大変ご苦労様でございます。第9回は秋真っ盛りの時でしたけれども、今回は暦の上では立冬も過ぎまして、いよいよ初冬となってまいりました。山々の紅葉が大変美しい季節になってきたという状況です。

この1ヶ月の間に、会員の皆さん方には5つの部会に分かれて、2回から3回ワーキンググループで協議いただきまして、そして各部会の報告・内容について、基本条例の全体を踏まえながら深めていただいたのではないかと考えています。

私自身も第1グループに所属させていただきまして、総則、基本原則にかかる内容について協議をさせていただきました。その協議で特に問題になったことは「ジリツ」という、個性豊かで活力がありしかも安心して住み続けることができる地域社会を創造していくには、自立した市民が市民の意思と手で、そして市民の責任で市民自治のまちを実現していくことが基本であるということをご認識できたところがございます。そのうえにジリツというものをどう捉えるのかということが、問題になった訳であります。ジリツという言葉には自分で立つということと、それからセルフコントロール、自らを律するというふたつがあるということで、どちらに捉えるべきかということをご議論したわけでございます。

他の部会におかれましても、色々ご協議いただいたのではないかと、どういうことを基本条例に盛り込んでいくのかということをご確認いただいたと考えています。それぞれ各ワーキンググループで、ご協議いただきましたことを発表いただきまして、基本条例にどんな内容・項目を取り入れていったらいいのかということをご深めていただきたいと思います。私たちのグループで、誰もが読める、やさしい、カタカナ文字をできるだけ少なくした表現であるべきでないかという話も出ていたところです。

今晚も、大変ご多忙の中、お越しいただきました富野先生にご指導をいただきながら議論し、深めていきたいと思っております。富野先生、よろしく申し上げます。

3. 協議事項

アドバイザー：龍谷大学法学部教授 富野 暉一郎 氏

（富野教授） 皆さん今晚は、今日はじめてグループのまとめの資料を見させていただきました。この間、随分精力的にやっていたというのが第1印象です。今回5つのグループに分かれて議論していただいて、まとめていただいた訳ですけれども、これは後ほど発表していただいて、この中で重なっている部分や抜けている部分が見えてくるかと思っております。そういうことを今回やらせていただいて、次の全体の取りまとめの方針を皆さんと共に考えていきたいと考えています。今日は5つのグループの発表ですので、それぞれの発表時間をそれほど長くとれないと思っております。出来まし

たら発表していただく時に、議論が分かれている部分とかこういう議論がかなり長い時間かかったとか、そういうところを少し皆さんに判りやすく話していただくことを重点にさせていただきまして、あと各項目の解説については、これは主張したいという部分以外は、文書で出させていただいていますので、全てを解説していただくなくてよろしいかと思えます。それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

各グループの発表内容は、“各グループ発表資料”をご覧ください。

(第 班) グループ発表

(富野教授) ありがとうございます。大変短くまとめていただいて、論点も非常にポイントをつけて言っていたと思います。

(第 班) グループ発表

(富野教授) ありがとうございます。

法令の遵守に関しては先に言っておいた方がいいと思いますけれども、実は憲法でもそうですし、各基本条例でもそうですけれども、最高法規性というところに出てくることがありまして、これは単に行政が遵守すべきじゃなくて、市民も行政も共にそれを、要するに市は全体として守っていくという規定が普通はおかれますので、多分ここでこの部分だけやり直してもよろしいのかなという感じはあります。

(第 班) グループ発表

(富野教授) どうもありがとうございました。では、班お願いします。

(第 班) グループ発表

(富野教授) 条例に盛り込んでいく部分がありまして、それをまとめていく時にかなり整理が必要ということがあると思いますけれども、いずれにしるこの部分がベースになって、それからまとめていくという格好になると思いますので。

(第 班) グループ発表

(富野教授) ありがとうございます。

基本条例に入れる分と、個別の条例としての部分と、色々ありそうな感じもしますので、また後で議論をやっていくなかでやってみたいと思います。

今日ご説明していただいたものは、グループ分けしてテーマを大括りにしたものです。ですから、これで条例が全部できるという訳ではないです。でも、テーマについて非常に重要な部分を皆さんに出していただいて、これからそれぞれに班から班の部分に対して、皆さんそれぞれ違う班で議論した内容があるでしょうし、それぞれの考えもあるでしょうから、全体を通して、今発表いただいた内容について、これについてこれはこうでないか、あるいはこういう意見もあっていいんじゃないか、あるいはこういうところは少しこういう扱いをしたほうが良いのではないかと色々あると思うんです。

その前に、私なりにお聞きしていて、ひとつは色々な表現があるのですが、まちのそれぞれのプレイヤーっていうんですか、今までは行政があって市民が協力していた、そういう感じになっていたと思うんですね。それを、地方分権になって合併して新しい大きなまちになったと。新しいまちでどうやって進めるかという時に、やはりこれからは行政と市民と事業者の3者がそれぞれの役割を果たしていかなければならないだろうということでもありますから、行政と市民というふたつの大きな括りではなくて、3つの関係を意識しながら少し皆さんにも今後協議をしていただきたいと思います。役割分担という時に、やはり事業者も含めてのことですよ。ですから、そこら辺それぞれに役割があります。役割をはっきりすることによって、お互いに協力できたり協働できたり、あるいは参加・参画すると。そういう関係が見えてきます。ですから、その関係を頭に置きながら議論をしていただければと。

それから、あとひとつだけ申し上げておきたいのは、条例をつくっても皆関心を持ってくれるか、つくっただけで終わりになってしまわないかということです。これについては、ご意見が今日出なかったので、改めて申し上げておきたいのですけれども、条例の推進状況をチェックするような、例えば委員会、いわゆる3者、事業者と行政と市民が入って、毎年1回くらいこの条例がちゃんと運用されているだろうか、そういうようなことをやっていかないと、どこのまちでも1回つくってしまうと、基本条例であっても意外とうまく動いてないです。そういう意味では、条例つくった後の条例の執行に参加できる仕組みは考えておかないと。

皆さん、ご自由にご意見を出してください。

(職員) 大変色々な形で議論していただいて本当にありがたいと思うのですが、どのグループの中にも市は市民に対してとか、また市民と市はなどの表現で、市民の定義はある程度具体的に表現していただいている部分もあるのですが、市というものの捉え方をどのように捉えていただいているのか、それをひとつ確認させていただきたいのですが。

(富野教授) 仰るとおりですね。実は、私もそのことを申し上げようと思ったんです。市というのは、自治体としての市の意味と、行政という意味と、それから市民と行政を含めて全体をさす場合、色んな意味があります。ですから、ここで役割分担をするような場合を考えると、市の定義をはっきりしておかないと困るわけです。一般的にいうと、議会と執行機関というこのふたつの行政に関わる、いわゆる自治行政に関わる部分を市という。それでよろしいかどうかということも含めてご意見を。一般的には、市を代表する機関を指していますけれど。

(市民) ひとつ聞きたいんですが、自治会の定義・権利という、私も大変関心のあるところですけども、自治会の定義として、自治会と市は対等な立場で役割分担を明確にする。いいことだと思うんですけど、実際には役割分担を明確にするということが難しいだろうと思うんですね。どうやって、どういう場で、どういう風に決

めるのだろうかという議論をやっていただいたと思いますが。コミュニティ活動は必要に応じて市からの支援を受ける権利を得ると。これから、各地域のお祭り、イベントに補助金をどうするのか、生臭い話になってきます。こういうところをどう考えるべきなのか。

(市民) 実際の問題は当然色々出るだろうと。自治会の問題は、行政の方もタブーみたいなところがあって、結局自治会の区長がどこから選ばれているかということ、ひとつの小さい地縁団体から選ばれているわけですね、行政から選ばれたわけではないです。その、例えば地縁団体の中の役割だとかそういうものは全部わかっているわけですが、もうひとつの行政との関わりというところが極めて難しいところがあります。そういうものが明確な形でないまま動いているというところがあるんですね。

(富野教授) この議論を進めるときには、ふたつ程視点が必要だと思います。

ひとつは、基本条例をつくる場合の自治会のあり方を考える場合と、今のまちづくりの中で自治会の役割を考えるのと少し違う視点になるということです。基本条例というのは大体 50 年先くらいまでのまちを考えていくわけですね。そうすると、これから地域の中で地域の人たちは色々なことでまちづくりに参加する時に、自治会は 50 年後はどういうようなことをやっていくことになるのだろうか。あるいは、それ以外に婦人会とか色々あります、それから NPO もあるわけですね。そういう全体が地域の中で活動していく中で、それぞれの役割が最終的にはひとつにまとまっていくのだろうか、あるいは相変わらず別のものとしてやっていくのだろうか、そういう部分を考えてながらやることはすごく大事だと思うんですね。その点について、少し議論した方がいいだろうと思います。

もうひとつは、最近、地方自治法が変わりまして、地域自治団体あるいは地域自治組織というのができました。自治会というのは行政組織ではないです、地縁団体ではありますけれど、地域自治団体ないし地域自治組織というのは、実は行政の下部組織として、準行政的な組織として位置付けられています。合併をした後の旧の町がそういう区になることもあり得るし、あるいは中学校区、小学校区単位くらいでまとまりをつくっていくということもあります。多分これから先、自治会の流れはある部分は地域の自治組織的なものとして、行政の一部を逆に自主的に受け止めて、予算も含めて自分たちでやっていくようなことがあり得ると思います。そういうことで考えると、今の自治会はこのまま存続なのかということも含めて少し議論を深めた方がよろしいかと思います。この 2 点です。

(市民) 班の市民の定義のところ、その論議の過程を教えてくださいのだけれども、最初に市民というのがあり、“市内に住み、働きもしくは学ぶひと”となっています。これはどういう関係になっているんでしょう。老若男女、非労働者、どういう風に扱うかということですね。

(市民) 米原というのは学校が多いですから、学生さんも市民であるという意味で。中学

生までは、保護者のもとにいますから市民ですけれども、高校あるいは専門学生の方もあくまで市民に含めますということで書いています。

(富野教授) これも、いくつか論点があります。

ひとつは、市民という言葉で、いわゆる住民ですね。それから学生ですね、通ってきている学生。それから働くために来ている人。それから外国人登録をした人。それから市内に事業所を持つ、いわゆる企業、機関、団体ですね。これはすべて市に関係しているわけです。だから、これをひと括りにして市民としようという考えがひとつあります。

それと同時に、ちょっと問題が起きる場合があります。それは、市民は対等であるという書き方をすると、その違いが非常に問題になります。すべてを対等だという原則にしてしまうと、事業者それから外国人それから学生、そういうのは住民投票のとき対等であると書いてあると、全部入れてしまうことになります。そういう問題も起きます。ですから、こういうのを書き分ける場合があります。いわゆる住民と市民という規定、それからそれ以外の市に関連するいわゆる利害関係者。そういう意味で、全体を書く時にうまく書き分けるためには、どういう書き方をしたらいいか。あんまり細かく書いてしまうとまた難しくなる、そのあたりを皆さんに考えていただければと思います。

どうでしょう、他にご意見は。

(市民) 我々の中で議論しまして、行政と自治会はもたれあいの関係なんです、あやふやなもたれあい。お互いに、行政の方はこれやってもらいますよと、それを受けていますね。これを受けている自治会の方も、あれだけのことを聞いたんだからこれをきいてくれよと返すんです。このあたりのところをはっきりと、この中に役割分担を明確にというのは、そういうのも含んでいるんです。

(富野教授) 私が市長やっているときに、20年前ですけど、自治会とのそういう関係は一切なくなっただけですね。要望は受けますけれども、例えば色んな配布物は市民に公募するんです。それで公募した市民は、自分でこの区域の配達をやってくださる。要望のやり取りは、勿論こちらからは色んな情報は流しますけれども、言葉は悪いですけども下請け的にやっていただくことはやめました。そういう関係もあり得るわけで、自主的に活動して地域の問題を抱えているわけですから、それを行政は受け止めなければいけませんし。

(市民) 私どもなんかは、まちづくりの最小単位としての自治会としての役割が大きいですね。区長は区長として、当然区民のサービスのため行政からいわれたことについては、スムーズに意思の伝達が出来るという範囲で区長は動いています。補助金くれないから、まちづくりをやりませんという話にはなりませんから。これからの自治会は、市民の最小単位としての自治会、まちづくりのコミュニティとして受け止めていくのか、あるいはただ単に行政の連絡調整機関としておくのか、この辺で大

きく分かれてくると思うんで、将来の自立というキーワードをどこにするかによって、自分たちの自治会がどんな役割を果たすのかということの方向を示していくことが大事でないかなと思います。

(富野教授) そういう意味では、ここでどういう風に位置づけるかということが、かなりこれからのあり方に響いてきますから、これは少し真剣に議論した方がいいですね。

(市民) 米原市の市役所がすぐに出来るわけではありません。分庁舎、官官の連携とか内部の連携をきちんとやってもらうことが必要だと思うんです。ひとつの問題にしてもあっち行けこっち行けでは、一体どこに行けというのかでは困りますし。例えば、青少年育成町民会議、それから中央青年センターがよくわかりませんがあるわけですね。一方では県からスクール何とかって言うので、行政は窓口を県の方の担当で分けてこっちに言うてくるんですね、受けるところはひとつなんですよ。官官の連携とひとつの流れを整理しなければいけない。

(富野教授) 言葉としてどのように入れるかは別として、実は国の行政というのはどうしても縦割りになってしまうんですね。あるいは県もそうですけど、大きすぎて。それをまとめるのは市町村ってことになっているわけです。ところが、市町村も今までは国や県を見ていましたから、組織も国・県の組織と全くつながってしまっているんです。そうすると、横のことが見えないので今みたいなことが起きるんですね。今、自治基本条例だけでなく、行政改革条例みたいなのが出来てきてその場合は総合行政という言い方をします。それから、権限を下の方にどんどん下ろしていくと、それで下の方が住民の皆さんとフロントで調整していくという、そういうやり方はかなり出てきています。ですから、ここでもし書くとしたら、例えば行政の効率というレベルでなくて総合とか、権限のあり方を少し書いておくとか、そういうことは少しやった方がいいかもしれません。やっぱり効率性だけでは、今仰ったようなことは実際うまくいきませんね。特に合併したまちですから、それは少し書いた方がいいかもしれませんね。

(市民) 情報の件で、この中にひとつの広報の推進委員という案がありますが、非常にいいことだと思います。かねてから行政の情報をみていますと、すべて決定してから出す。公開をどの段階でするかというのは、やはり住民がそれを知りたい時に公開すべきだと思うんです。すべて議会にかかって、決まってからだと。もうその時には遅い。というところがあるということですね。やはり情報のスピードというのか、そのあたりと合わせて、分かり易く市民に情報を伝えるという。あくまで、市民が受け取る立場で、情報ならどうなんだという、条例づくりもそうですけれど、やっぱり解り易いことが、そしてどの時点で情報を出すかというあたりを、もう少し考えてもらいたいという思いがあります。ですから、こういう委員会をつくるというのは賛成しています。

(市民) ありがとうございます。全く仰ったとおりでございまして、情報とは何だという

話。ここにも書いてあるんですが、施策の計画段階からと書いてあるんですね。これ要するに、政策形成過程から公開してくださいということです。要するに、議会の議決に至って予算がつくまではということではなくて、前の段階で。これを、広報委員会でこまめに打ち合わせていくということが出来たらいいなと。

(富野教授) そうですね、実際の条例は今までの例を見ていただいても分かるのですが、そんなに条文を多くは出来ないんですね。そうすると、例えば情報の問題については、基本的な規定をおく以外はないと思うんです。例えば、情報の共有原則であるとか、知る権利は明記しておくとか、それからその2つの原則をもとに制度をきちっとつくって運用しなさいということです。そういう規定をおくとかですね、そういうのが大体基本条例では、書ける限度ですよ。あと具体的にどういう委員会をつくるかそういうことは、実際は各条例の事項になるんですね。ですから、この部分は今出てきたような意見をどのように条例の条文として固めていくかという段階で取捨選択は出てくると思います。そのあたりはそれぞれの思いがあるかもしれませんが、全体のバランスとそれから条例としての分かりやすさ、それからあとで使えるような具体的にこの提案に出てきていることは、具体的にどのような仕掛けをどうやって条例の中に入れていくかと、そういうことだと思うんですね。そういうことで、これからはまだ圧縮作業をしていくわけです。今まで出てきたものをそのままじゃなくて、これを更に圧縮化してそういったところを担保できるような形で書きまとめていく、という風になるわけです。

(市民) 今、情報のところで先生が仰った条例として書けるところは、情報公開を進めるということまででしょうと。

(富野教授) 公開ではありません。情報の公開では、遅すぎるんですよ、仰ったことをやるには。情報の共有というコンセプトが必要になるんです。

(市民) 委員会をつくるというようなところまでは、圧縮していくと基本条例の項目ではないと。委員会をつくるというのは、これまでの他の都市の基本条例の中にも例があるように思うんですね。

(富野教授) そうですね。条例の実際の運用について必要な部分だと思います。

(市民) 例えば、多摩市が自治委員会をつくっていますね。本当にそれができて動いているのかと聞いたら、確かに動いているんですね。だから、自治委員会を条例のなかに入れた、そういう状態を私は望んでいるんです。

(富野教授) ですから先程申し上げた、条例の推進についてのあとづけをし、更にそれをチェックするための市民会を当然この中にいれなければいけないだろうというのがそうです。多摩市の委員会はそういう委員会ですね。

(市民) 私が言っているのは、要するに基本条例の中にこういう委員会をつくるという条項を入れるのが、何もおかしくないんじゃないかということです。

(富野教授) いや、個別の委員会はちょっと難しいんじゃないですか、全体の仕組みですから。

それは、ですから具体的な制度をつくりなさいという規定をおくってことだけなんですよ。例えば、具体的な制度をつくるためにはどうしたいかってことは、毎年1回具体的な制度をどうやってつくっているんだというチェックをかけていくことです。それで、仰ったような委員会をその中で提案していくこういことになるんですね。基本的には、そういう構造になるんです。

ちょっと整理の仕方について少しこれからお話をと思ったんです。今ここで出させていただいたものをまとめていくうえで、いくつかやらなければいけないことがあります。それは、この項目が自治基本条例の項目にそのままならないというのは、自治基本条例というのは全体の構造とか仕組みとかそれを進めるやり方とか、理念であったり原則であったり、それから基本的なまちの動かし方、市民の動き方、こういうものを決めていく、ごく基本的なことなんです。ですから、そういう意味でかなり何か具体的なことをやりたい場合は、その具体的なことの仕組みをどういう風にその中に書き込むかということになるわけです。ですから、皆さんが書いていた中にかなり具体的なこと、ありますね。それはそれでいいですよ。それを具体的に仕組みとして、どうやって条例の中に書き込むかということを考えていただきたいわけです。

そういうことで、例えば今、ひとつの例で委員会をつくるというお話がありましたね。それで、情報化に関する委員会をつくりたいということであれば、それは例えばこういう具合に、まず情報共有の原則、それから知る権利、つまり市民は知る権利があると、だからこそ情報を共有することができるんだということですね。それについては、具体的に制度を整備しなさいと、この3つくらいの情報に関しては項目になると思います。例えば条例の中に別に、この条例の推進あるいは具体的な展開のためのチェックし推進するための、市民参加、いわゆる3者の委員会をつくって進捗状況を担保するものとする、という条項をおくんですね。そうすると、それはもう確実につくらなければいけないですね。例えば毎年1回そういうことやると、じゃあそこまで具体的にやりなさいと、具体的な制度をつくりなさいと書いていますねと、どういう風に市は今進めているんですかということを知ることが出来るわけです、その委員会の中で。そうすると、委員会というご提案があったことについて今こういうことを考えていますとか、委員会は難しいからこういう風にしたいと思っていますとか、どうなるかは分かりませんが、そういうことについて具体的にそこで制度をやりなさいと書いてある以上は、どこまでもそれはきちっと市に対応を求めることができるということになるわけですね。

私がいいたいのは、結局問題はつくったものがきちっと機能するのかということだと思うんですね。ですから、委員会をつくりたいという気持ちなんです。ですから、そういうことを具体的にできるような条例をつくっていくことが必要だということをお、申し上げたい。それは、個別のことを書き込むことによって出来



るものではなくて、仕掛けをつくって市民が参加していくという、市民も責任を持って、一緒につくっていくということがあるから初めて実現できるんだということです。今まで、その仕掛けがなかったんですよ。参加をするための条例をつくったのだから、要するに市の当局と市民とそれから利害関係者である事業者、これが入って実現するための委員会をセットしたらどうですかということになるんですね。そういうことによって、むしろ行政と市民の協働が実現する仕掛けをつくっていきたいんです。

(市民) 委員会をつくるということまでは、基本条例に盛り込むということですか。

(富野教授) いや、ですから運営のための、この条例の運営のための委員会。そうしないと、担保できないです逆にいうと。まさにそこがポイントですね、この条例の。今までの条例と違うのは、参加し一緒につくっていきましょうという条例である以上、執行するというのもつくらなきゃいけないわけです。ここが抜けていると、今までの条例と同じになってしまうんです。そういう風にしないと、個々の色んな皆さんの思いが具体的に展開しないといけませんから、一本の条例で絶対出来ません、こういうのって。やっぱり皆が参加し、行政はそれに誠実に対応することによって、徐々につくっていくものですから、まちづくりというものは。そういう仕掛けをちゃんとつくっていくということが、この条例の一番大事なことだと思うんですよ。それは私の意見です。皆さんがやっぱり何かと仰るんだしたら、それはそれでいいですけども。やっぱり、そういうものとして私は考えてきましたし、皆さんもそういうことで一応納得してくださるんでしたら、それでいきたいと思うんですね。

今回は、皆さんに各グループでの議論はしていただきたいんですけど、出てきた全体を議論していただきたいんです。この次の回までに、各グループでもう1回だけ集まっていただいて、少しじっくり全体をみていただいたうえで、全体の意見のまとめ方、圧縮の仕方、それと今回はどのような章立て、大きなブロックをどうやってつくっていくかと、大きなブロックをつくって自分たちのグループはこういうようなブロック分けでこちら辺をこう詰めていきたいと。つまり、今まで出てきた議論を、こういう風に整理したいということ。基本的に、そういうような形で、ある部分的なところだけでもいいですから、グループごとに議論していただきまとまった部分を報告していただければと思います。それが何故かという、やっぱり全体を見ないと分からなくなってしまうんですね。特に関心のあるところについて随分議論していただきましたので、この次は自分の関心のあるところと他の部分をつなぎあって、それをまとめていくという作業をします。そういうことで、次回のときにそれをやっていただきたいと思います。

それから、私の持っている意見をちょっと出させていただきたいんです。ひとつは、全体としては今まで市と市民があってという構造から、これからのまちづくりは役割分担ということが出てくるわけですから、やっぱり市と市民と事業者という、

これは学問の世界で言うとパブリックセクターという政府ですね、それから市場セクターといって要するに商売に関係した分、それからソーシャルセクターという地域社会で人々が色々関係して地域の生活を守っていく部分、この3つの大きな区分けがもう新しく社会の仕組みとして出来てくるということになっています。ですから、そういう意味で市民と、市民は社会ですね、それからいわゆる企業は経済、雇用をつくり出している、それから政府は環境を守ったり色んな全体をコントロールする、この3つが協力して、役割分担をしつつ協力していかないと財政もやっていけないし、そしてまちづくりも全然まとまってやっていけないということになるわけです。ですから、まず大きな区分けの仕方として、まちの中には行政とそして市民と事業者がある。このことをまず頭においていただけないかなということが私の希望です。

それから2つ目は、米原市の特徴は何なのかということです。それは、大まかに3点です。ひとつは今言ったことです、市民と行政と事業者ですね。この役割分担と協働、みんなで力を合わせて、この関係がすごく大事なことです。だから、やっぱり単に協働とか参画というだけじゃなくて、まず役割分担があって役割分担に基づいた協働であり参加ですよ、そういう原則はやっぱり必要ではないかということがひとつです。単なる役割分担でなく、役割分担と協働、参加・参画ということをやった方がいいんじゃないかと。それから、米原市の特徴としては、米原は歴史的に文化の接点であったと、大陸文化であり東西の文化であり、そして今交通の結節点として色んな文化が流れ込んでくる、そしてまた出て行く。そういう意味では、文化の接点であり、交通の結節点であり、また合併したという意味でも色んな意味で多様なものですね。そういう意味でやっぱり多様性というものが、このまちには全国の中で非常に多重に、歴史的に文化的にそして今のまちの現状としても多様な価値観や、多様な地域性や、多様な歴史観、文化というものが現実的にあるということですね。これは、非常に大事な財産だと思うんですね。そういう意味での多様な価値観や尊重とか、多様な価値観によるまちづくりの活性化という、そういう部分はこのまちのひとつの大きな柱としてどこかに入れておく必要があるのではないかと。これは、前文でもいいんですけども、まちづくりの基本原則のところへ入れられたら入れたいということです。そういう意味では、ひとつ多様性ということを入れてみてはどうかと、単に色んなまちが合併したというだけでなく、このまちの歴史であり本質的な位置付けがそうなんだということを、まちづくりの中では少し入れておいたほうがいいのかもかもしれないなど。やっぱり、このまち自体の条例ってことですから。

それから3つ目は、これからのまちづくり、50年先と私言いました。50年先まで考えたときに誰も正しいことなんて言えないと思います。私たちは50年先を考えると、私たちは生きているのだろうかということですね。多分、子どもや孫の時

代になっているわけです。それと、私たち自身が元気で豊かに生活できるとともに、子どもや孫たちがより豊かで、より人間らしい生活ができるような、そういうまちづくりの原則ってすごく大事だと思うんです。それで、こういうのを何て表現すればいいのだろうかということなんです。これは、ちょっと専門的に言葉でいうと“持続可能性のある”あるいは“持続可能な”まちづくりというんですね。持続可能なという、よく環境のことだと思われるんですが、実はそうではなくて、環境はもちろん人間が生きられるためにすごい大事です、公害も含めてあるいは汚染も含めて。しかしそれとともに、経済がちゃんと雇用があって、その地域の中でお金がまわって、そして豊かな地域になる、だから経済的な持続性も必要です。それから、もうひとつ必要なのは、人々の繋がりがあってすごく大事なことです。人々が繋がりがあって、お互いに助け合って生きていけるから、本当に安心できるまちづくりに繋がっていく。こういうような3つの、環境と経済と社会的な繋がりと、こういうのを資源というんですけれども、その資源がいつまでも子や孫たちにお互いに享受できるような社会をつくっていく意味で、持続可能な地域づくりですね。こういう原則というのは、これは米原市だけに限らずに、やはりこれからの将来を見通したまちづくりとして、先進的な条例をつくっていくんだとしたら、やっぱりそこら辺をひとつおいたらどうかと思うんです。そうすると、町内会や自治会やそういったものが市民の活動として、社会的持続性の中でどういう風にやっていくかという、そこに繋がってくるわけですね。ですから、私の考えとしては折角米原がおつくりになるんでしたら、米原の歴史性や地域性そして特徴とそれから先進性ですよ。それから、今の社会の役割分担を明確にする、という3点ですね。何とか、基本的な柱として入れていただくとすごくいいんじゃないかというのがあります。

次回は、私の案も出させていただきます。これは、これでやってくださいという意味じゃありません、こういう考え方ありますけど、どうですかということです。

それで、出来れば次々回ぐらいで大まかに、条文までいかないでこういう項目をこういう形に入れましょうと、前文をこういう形にしたらどうですかという議論ぐらいまで、まとめていただこうと思っています。